

- I. 委託業務の概要
- II. 契約事務手続きに関するもの
- III. 契約変更に関する手続き
- IV. 国立機関等への再委託等について
- V. 経理処理について
- VI. 機械装置等費について
- VII. 労務費について
- VIII. 「その他経費」について
- IX. 「一般管理費」について
 - 1. 一般管理費率の決定
 - 2. 一般管理費率（実績）の算出
 - 3. 一般管理費率の適用時点
 - 4. 一般管理費の流用
 - 5. 新設法人、再編された法人の一般管理費率
- X. 「再委託費・共同実施費」について
- XI. 検 査
- XII. 委託費の支払い
- XIII. 経費発生調書と月別項目別明細表

NEDOの委託契約では、直接経費である大項目Ⅰ～Ⅲ（調査委託はⅠ～Ⅱ）のほか、これらを除く工場管理費、本社経費等の一般管理費を、委託費（大項目Ⅳ、「一般管理費」として）としています。

一般管理費は、大項目Ⅰ～Ⅲ（調査委託はⅠ～Ⅱ）の合計に一般管理費率を乗じて算出することを原則としていますが、具体的な算出方法を以下で説明します。

1. 一般管理費率の決定

(1) 一般管理費率は、以下のように決定します。

[契約時] 下記①～④のうち最も低い率。

- ① NEDO上限値の一般管理費率10%。（調査委託については、上限値15%）
- ② 所定の計算方法に基づいて算出された委託先の直近年度の一般管理費率。
（次項「2. 一般管理費率（実績）の算出」を参照）
- ③ 大学等で整備している受託研究規定に定められた一般管理費率。
（この場合でも、②に基づく一般管理費率計算書と対比をする必要がありますので、「一般管理費率計算書」も提出してください。）
- ④ その他約定した率。

[経費発生調書作成時] 下記①～②のうち最も低い率。

- ① 契約時に約定した一般管理費率。（実施計画書に記載された一般管理費率）
- ② 所定の計算方法に基づいて算出された委託先の直近年度の一般管理費率。
（次項「2. 一般管理費率（実績）の算出」を参照）

(2) 一般管理費率は、法人単位で一つとします（各事業所別・プロジェクト別は不可）。したがって、率の算出は、委託先全体の経理を把握する部署（本社の経理担当部署）で行ってください。

(3) 一般管理費率の算出結果は、実施計画書提出時および検査受検時に、「一般管理費率計算書」として提出してください。「一般管理費率計算書」には、一般管理費率の算出を行なった経理担当部署の責任者（以下「会計責任者」という。）の記名捺印をお願いいたします。

2. 一般管理費率（実績）の算出

《基本的な考え方》

直近年度の有価証券報告書記載の「販売費及び一般管理費」のうち、原価計算科目上明らかに販売費とみられる科目を控除した額の「売上原価」に対する比率※

※小数点第2位を切捨て。

「委託費積算基準」では上記のように定義していますが、委託者となる団体には民間企業、学校法人（私立大学）、公益法人（財団法人、社団法人）、医療法人などがあり、それぞれの法人の性質の違いにより決算書の内容も異なることから、具体的な算出方法は法人の種類別に区別して以下に示します。

(1) 民間企業の場合

$$\text{一般管理費率 (\%)} = \{ \text{販売費及び一般管理費} - (\text{販売費}) \} \div (\text{売上原価}) \times 100$$

※「売上原価」、「販売費及び一般管理費」等の金額は、

- (a) 「有価証券報告書」中、提出会社（有価証券報告書を作成、提出した会社。委託先自身のことです。）の「損益計算書」から採ります。
 （損益計算書は、「有価証券報告書」の「第一部 企業情報」－「第5 経理の状況」－「2 財務諸表等」－「(1) 財務諸表」に掲載されています。）
- (b) 「有価証券報告書」を作成していない会社であっても、「損益計算書」は作成しているはずですので、この「損益計算書」から金額を採ります。

① 民間企業等、商法および「企業会計原則」に基づき決算を行っている団体については、算出方法は「委託費積算基準」の記載どおりですが、控除すべき「販売費」の算出方法は以下の3とおりの方法があります。

- (a) 一般管理費の額が損益計算書（またはそれに準ずる資料）上明記されている場合は、損益計算書上に明記されている一般管理費の金額を採用します。

例 3-1（152 ページ）を参照してください。

- (b) 一般管理費が損益計算書に関する「注記事項」等で捕捉できる場合は、「販売費及び一般管理費」の金額に、「注記事項」に記載されている割合を乗じて、一般管理費を算出します。**例 3-2**（153 ページ）を参照してください。

- (b) 一般管理費が損益計算書および有価証券報告書の情報では捕捉できない場合は、「販売費及び一般管理費」から除外すべき販売費等の経費は、会社の証明によることになるため、除外すべき経費の費目名と金額を列挙し、その合計額を「販売費及び一般管理費」から控除した金額を、一般管理費とみなします。

例 3-3（154 ページ）を参照してください。

一般管理費率計算書（民間企業用1）

団体名 ○○○○株式会社

1. 損益計算書要旨

(単位：××)

科 目	第○○期 自平成○○年○月○日～至平成○○年○月○日	
	金 額	百 分 比 (%)
I 売上高		1,000,000
II 売上原価		700,000
売上総利益		300,000
III 販売費及び一般管理費		
1. 販売費	120,000	
2. 一般管理費	50,000	170,000
営業利益		130,000
IV 営業外利益		
××××	10,000	10,000
V 営業外費用		
××××	20,000	20,000
経常利益 (以下省略)		120,000

2. 一般管理費率計算

$$\frac{\text{一般管理費}}{\text{売上原価}} \times 100 = \frac{50,000}{700,000} \times 100 = 7.142 \rightarrow 7.1\%$$

7.1% < 10.0% のため、一般管理費率は 7.1% とする。

平成○○年○○月○○日

○○○○株式会社

経理部 経理課長 ○○○○ (印)

(注) 参考資料として損益計算書を添付のこと。

一般管理費率計算書（民間企業用 2）

団体名 ○○○○株式会社

1. 損益計算書要旨

(単位：××)

科 目	第○○期 自平成○○年○○月○○日～至平成○○年○○月○○日		
	金 額	百 分 比 (%)	
I 売上高		1,000,000	100.0
II 売上原価	700,000		70.0
売上総利益		300,000	30.0
III 販売費及び一般管理費		170,000	17.0
営業利益		130,000	13.0
IV 営業外利益			
× × × ×	10,000	10,000	1.0
V 営業外費用			
× × × ×	20,000	20,000	2.0
経常利益 (以下省略)		120,000	12.0

IX

注記事項

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用の割合はおよそ7割であり、一般管理費に属する費用の割合はおよそ3割である。

2. 一般管理費率計算

$$\frac{\text{一般管理費}}{\text{売上原価}} \times 100 = \frac{170,000 \times 0.3}{700,000} \times 100 = 7.285 \rightarrow 7.2\%$$

7.2% < 10.0% のため、一般管理費率は 7.2% とする。

平成○○年○○月○○日
○○○○株式会社
経理部 経理課長 ○○○○ (印)

(注) 参考資料とし損益計算書（注記部分を含む）を添付のこと。

一般管理費率計算書（民間企業用 3）

団体名 ○○○○株式会社

1. 損益計算書要旨

(単位：××)

科 目	第○○期 自平成○○年○月○日～至平成○○年○月○日	
	金 額	百 分 比 (%)
I 売上高	1,000,000	100.0
II 売上原価	700,000	70.0
売上総利益		30.0
III 販売費及び一般管理費	300,000	17.0
営業利益	170,000	13.0
IV 営業外利益	130,000	
× × × ×	10,000	1.0
V 営業外費用	10,000	
× × × ×	20,000	2.0
経常利益	20,000	12.0
(以下省略)	120,000	

2. 一般管理費率計算

「販売費及び一般管理費」の内、販売費（除外経費）

交際費	8,000
広告宣伝費	79,000
販売運送費	13,000
販売手数料	12,000
合計	112,000

$$\frac{\text{一般管理費}}{\text{売上原価}} \times 100 = \frac{170,000 - 112,000}{700,000} \times 100 = 8.285 \rightarrow 8.2\%$$

8.2% < 10.0% のため、一般管理費率は 8.2% とする。

平成○○年○○月○○日

○○○○株式会社

経理部 経理課長 ○○○○ (印)

(注) 参考資料として損益計算書を添付のこと。

(2) 学校法人（私立大学）の場合

$$\begin{aligned} \text{一般管理費率（\%）} &= (\text{管理費}) \div (\text{消費支出の部合計}) \times 100 \\ \text{管理費} &= \{(\text{人件費}) - (\text{教員人件費})\} + (\text{管理経費}) \end{aligned}$$

- ① 「消費収支計算書」の「一般管理費」に分類される費目から「教員人件費」の経費を除外した額の、「消費支出の部合計」に対する比率として算出します。
例 4 (156 ページ) を参照してください。
- ② 学校法人の決算においては、民間企業における「損益計算書」は「消費収支計算書」であり、「売上原価」は「消費支出の部合計」に、「一般管理費」は「管理費」（「人件費」－「教員人件費」＋「管理経費」）に、それぞれ相当します。
- ③ 学校法人の中には、傘下に複数の大学等を持つ法人もありますが、そのような場合でも、一般管理費率は大学別に算出することはせず、法人全体で算出します。

一般管理費率計算書（学校法人用）

団体名 学校法人〇〇〇〇

1. 消費収支計算書要旨

(単位：××)

科 目	第〇〇期 自平成〇〇年〇月〇日～至平成〇〇年〇月〇日	
	金 額	
(A) 人件費	14,000,750,000	
(B) (控除項目) 教員人件費	8,000,250,000	
(C) = (A) - (B)	6,000,500,000	
(D) 管理経費	1,250,000,000	
(E) = (C) + (D)	7,250,500,000	
(F) 消費支出の部合計	21,000,750,000	

2. 一般管理費率計算

$$\frac{(E)}{(F)} \times 100 = \frac{7,250,500,000}{21,000,750,000} \times 100 = 34.524 \rightarrow 34.5\%$$

34.5% > 10.0% (または約定管理費率) のため、一般管理費率は 10.0% (または約定管理費率) とする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人〇〇〇〇

事務局 会計課長 〇〇〇〇 (印)

(注) 参考資料として消費収支計算書を添付のこと。

(3) 公益法人（財団法人・社団法人）の場合

$$\text{一般管理費率（％）} = \text{（管理費）} \div \{ \text{（総事業費）} - \text{（間接事業費）} \} \times 100$$

- ① 「収支計算書」の「管理費」の額の、「総事業費」の額に対する比率として算出します。「総事業費」に分類される費目から「間接事業費」の経費を除外することもできます。

例5（158 ページ）を参照してください。

- ② 公益法人の決算においては、民間企業における「損益計算書」は「収支計算書」であり、「売上原価」は「総事業費」に、「一般管理費」は「管理費」に、それぞれ相当します。
- ③ 収支計算書の会計処理は、各公益法人で異なりますが、税込（消費税）処理方式を採用している公益法人にあっては、納付税額を「租税公課」勘定で会計処理されている場合が多いと思われます。このような場合は、「管理費」の「租税公課勘定」から、納付済み消費税額を控除した金額を「管理費」としてください。
- また、仕入控除方式により、消費税を「預り金」勘定で処理している場合は、年度末の未払消費税額を、収支計算書上の「管理費」から控除した金額を、一般管理費率計算上の「管理費」としてください。
- ④ 「総事業費」から控除できる「間接事業費」とは、管理費が発生しないことが対外的に証明ができるもの（再委託費及び共同研究経費）に限ります。

(4) 医療法人の場合

$$\text{一般管理費率（％）} = \text{（管理費）} \div \text{（売上原価）} \times 100$$

管理費＝「医業費用」の内、（医師・看護師・医療技術員以外の人件費）＋（経費）
－（除外されるべき費用）＋（役員報酬）

売上原価＝「医業費用」の内、（医師・看護師・医療技術員の人件費）＋（材料費）＋（研究研修費）

- ① 「損益計算書」の「医業費用」に分類される費目から、「売上原価」と「管理費」に相当する経費を算出し、算式に基づき一般管理費率を算出します。

例6（159 ページ）を参照してください。

- ② 「経費」における除外費用については、民間企業等における「販売費および一般管理費」中の「販売費」と同様に、各法人の証明によります。

一般管理費率計算書（公益法人用）

団体名 財団法人〇〇〇〇

1. 収支計算書要旨（消費税 抜き・込み）

（単位：××）

科 目	第〇〇期		
	自平成〇〇年〇月〇日～至平成〇〇年〇月〇日		
	予 算 額	決 算 額	差 異
I 収入の部			
1 会 費 収 入	30,000,000	28,000,000	▲ 2,000,000
2 事 業 収 入	200,000,000	210,000,000	10,000,000
3 雑 収 入	5,000,000	3,500,000	▲ 1,500,000
4 特定預金取崩収入	1,000,000	1,500,000	500,000
当期収入合計	236,000,000	243,000,000	7,000,000
前期繰越金収支差額	10,000,000	9,800,000	▲ 200,000
収 入 合 計	246,000,000	252,800,000	6,800,000
II 支出の部			
1 事 業 費	173,000,000	173,720,724	720,724
（内 受託事業費）	(50,000,000)	(51,700,000)	(1,700,000)
2 管 理 費	44,600,000	45,820,486	1,220,486
（内 消費税）	(870,000)	(1,097,940)	(227,940)
3 減価償却引当金繰入	5,000,000	8,000,000	3,000,000
4 特定預金払出支出	1,000,000	1,500,000	500,000
当期支出合計	224,470,000	230,139,150	5,669,150
当期収支差額	11,530,000	12,860,850	1,330,850
次期繰越収支差額	21,530,000	22,660,850	1,130,850

2. 一般管理費率計算

$$\frac{\text{管理費}-\text{預り消費税}}{\text{事業費}} \times 100 = \frac{45,820,486 - 1,097,940}{173,720,724} \times 100 = 25.743 \rightarrow 25.7\%$$

25.7% > 10.0% のため、一般管理費率は 10.0% とする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

財団法人〇〇〇〇

総務部 経理課長 〇〇〇〇（印）

（注）参考資料として収支計算書を添付のこと。

一般管理費率計算書 (医療法人用)

団体名 医療法人〇〇〇〇

1. 損益計算書要旨

(単位：××)

科 目	第〇〇期 自平成〇〇年〇月〇日～至平成〇〇年〇月〇日	
	金 額	
医業費用		
(A) 給与費	9,750,000,000	
医師給	2,700,000,000	
看護師給	2,600,000,000	
医療技術員給	1,300,000,000	
(小計①)	(6,600,000,000)	
事務員給	1,400,000,000	
労務員給	500,000,000	
退職給与引当金	200,000,000	
法定福利費	1,050,000,000	
(小計②)	(3,150,000,000)	
(B) 材料費	6,700,000,000	
(C) 委託費	1,500,000,000	
(D) 経費	3,500,000,000	
(内数) 通信運搬費	50,000,000	
(内数) 交際費	30,000,000	
(内数) 広告宣伝費	20,000,000	
(除外経費計…小計③)	(100,000,000)	
(E) 役員報酬	50,000,000	
(F) 減価償却費	800,000,000	
(G) 研究研修費	100,000,000	
(H) 医業費用合計	22,400,000,000	

2. 一般管理費率計算

売上原価 = (A) ① + (B) + (G)

$$= 6,600,000,000 + 6,700,000,000 + 100,000,000 = 13,400,000,000$$

管理費 = (A) ② + (D) - (D) ③ + (E)

$$= 3,150,000,000 + (3,500,000,000 - 100,000,000) + 50,000,000 = 6,600,000,000$$

$$\frac{\text{管理費}}{\text{売上原価}} \times 100 = \frac{6,600,000,000}{13,400,000,000} \times 100 = 49.253 \rightarrow 49.2\%$$

49.2% > 10.0% のため、一般管理費率は 10.0% とする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇〇〇

管理部 会計課長 〇〇〇〇 (印)

(注) 参考資料として損益計算書を添付のこと。

3. 一般管理費率の適用時点

一般管理費率は決算書を元に算出、決定することから、一般管理費率の算定結果は決算期ごとに変わってきます。

したがって、一般管理費率を正しく決定するために、いつの時点で、どの決算期の決算書を用いるかの判定基準を以下に示します。

(原則)

契約時	実施計画書送付状（または継続申請書）上の提出日	における、直 近年度の確定 決算 ^(注)
概算払時	経費発生調書に記載した日	
中間検査時	検査日	
確定検査時	実績報告書の提出日（＝委託業務の完了日）	

(注)「確定決算」とは、株主総会での承認など、法令・定款等で定めた所定の承認手続きを終えた決算をいいます。したがって、上場会社における「決算短信」などは、決算数値がまとまっても、承認手続きを終えていないので、一般管理費率の算定に使用することはできません。

(1) 単年度契約の場合

上記（原則）をそのまま適用します。

したがって、単年度契約の期間を延長し、次年度に繰り越した場合でも、年度ごとには区切らず、すべての期間について実績報告書提出日時点の一般管理費率を適用します。

(計算例)

委託期間	大項目Ⅰ ～Ⅲ計	実績一般 管理費率	適用一般 管理費率	一般管理 費額	本体価額 (大項目Ⅰ ～Ⅳ計)
X1/04/01 から X2/06/30 まで					
契約時	1,000	5.0%	5.0%	50	1,050
年度末中間検査 X1/04～X2/03 発生額	800	4.5%	4.5%	36	836
確定検査 X2/04～X2/06 発生額	400	4.7%	4.7%	※20	420
確定検査 X1/04～X2/06 発生額	1,200	4.7%	4.7%	56	1,256
確定額	1,000	—	—	50	1,050

※（全期間の一般管理費額 56）－（年度末中間検査時点での一般管理費額 36）＝ 20

(2) 複数年度契約の場合

各年度ごとに一般管理費率を決定します。判定基準は〔原則〕のとおりです。

(計算例)

委託期間	大項目	実績一般	適用一般	一般管理	本体価額
X1/04/01 から X4/03/20 まで	I ~ III 計	管理費率	管理費率	費額	(大項目 I ~IV計)
契約時	3,000	7.0%	7.0%	210	3,210
年度末中間検査 X1/04 ~ X2/03 発生額	1,000	8.0%	7.0%	70	1,070
年度末中間検査 X2/04 ~ X3/03 発生額	1,500	10.0%	7.0%	105	1,605
確定検査 X3/04 ~ X4/03 発生額	1,200	5.0%	5.0%	60	1,260
確定検査 X1/04 ~ X4/03 発生額	3,700	—	—	※235	3,935
確定額	3,000	—	—	210	3,210

※ (X1 年度の一般管理費額 70) + (X2 年度の一般管理費額 105) + (X3 年度の一般管理費額 60) = 235

4. 一般管理費の流用

流用対象額は大項目Ⅰ～Ⅲ（調査委託はⅠ～Ⅱ）の合計額であり、一般管理費は流用の対象となっておりません。したがって、契約した率より確定時の率が下がった場合でも、一般管理費と他の大項目間の流用は認められません。

5. 新設法人、再編された法人の一般管理費率

新たに設立された法人の場合、設立年度に委託を受ける場合、契約締結時点での確定決算はありません。また、企業再編などにより事業構成等が大きく変化し、一般管理費率にも影響を及ぼす場合があります。

このような場合は、以下の方法により算定した一般管理費率を用いて契約を締結し、設立、再編後の最初の決算が確定した時点で、その決算に基づき算定した一般管理費率に変更してください。

既に確定検査を終えている場合は、決算確定の時点で再度確定検査を受検してください。

(1) 新設された法人の場合

- ① 法人設立に際して収支予算を作成しており、その収支予算から一般管理費率を算出できる場合は、その算出した率で契約。
- ② ①が不可能な場合は、NEDO上限値で契約。（10%、調査委託は15%）

(2) 企業再編等の行われた場合

- ① 再編された法人に母体法人のある（既存の法人格が再編後も存続している）場合は、母体法人の直近確定決算に基づく一般管理費率で契約。
- ② 再編により新設された法人の場合は、前項「(1) 新設された法人の場合」に基づき算出した一般管理費率で契約。